

令和 7 年度

伐採を促進するための契約合意支援事業に係る
相続等登記費用支援補助金及び同奨励金

募集要項

【奨励金編】

募集開始日:令和 7 年10月15日

お問い合わせ先	東京都 産業労働局 森林事務所 森林産業課(相続等登記補助事業担当者) 電話:0428-78-3007 (受付時間:午前9時から午前11時45分まで 午後1時から午後5時まで〔土日祝祭日を除く〕) 詳細は、森林事務所ホームページからご確認ください。 https://forestry-office.metro.tokyo.lg.jp/about/zou/bassaihojo/index.html 
---------	--

目次

	(ページ)
1 事業の概要	3
2 本奨励金事業の趣旨・申請方法等	3
3 標準的な手続きの流れ	4
4 奨励金申請に必要な手続き	4
5 奨励金申請に当たっての注意事項	5
6 交付決定の取消し、補助金の返還等	5
7 個人情報の取扱いについて	5
8 その他	5
9 よくあるご質問とご回答の例	6

1 事業の概要

森林の積極的な利活用を進めていく上では、森林の所有者が明確であることなどが重要となります。
「伐採を促進するための契約合意支援に係る相続等登記奨励金」事業(以下「本奨励金事業」といいます。)は、利活用期を迎えた都内森林の伐採を促進し、林業を産業として後押ししていくために、対象となる地域の森林を相続又は遺言により所有する方が、都の補助事業(伐採を促進するための契約合意支援事業に係る相続等登記費用支援事業)を活用して、所有権移転登記を行った場合に、奨励金(※)を支払う制度です。

なお、補助事業等終了後は、事業の趣旨に鑑み、対象森林における森林循環の促進に向けて、自治体等が実施する境界明確化等の取組に、積極的にご協力いただけますようお願いいたします。

(※) 一部、奨励金の対象とならない場合があります。

2 本奨励金事業の趣旨・申請方法等

(1) 趣旨

相続等登記を早期に完了し、現在の所有者を登記上の名義人と一致させることは、森林の利活用を促進し、森林循環の継続を確保する上で、非常に重要です。

都では、所有する森林の積極的な利活用に向けて、相続等登記の完了だけでなく、自治体等が実施する境界明確化等の取組に積極的に協力する意思を有する補助事業者を対象に、奨励金を支給する仕組みを通じて、この取組を後押しします。

(2) 金額・計算方法等

〔金額等〕 上限 20 万円(千円未満切捨て)

〔計算式〕 補助事業に係る補助金の確定額 × 20% = 相続等登記奨励金の額(千円未満切捨て)

(例) 補助金の確定額が、40 万円の場合・・・ 40 万円 × 20% = 8 万円

※ この金額は補助金の確定額(上限 100 万円)とは別枠(上限 20 万円)で支払われます。

(3) 対象者

1) 相続等登記費用支援補助事業を完了した者。(奨励金の対象とならない事業の場合を除く。)

2) 上記 1)に加え、所有する森林の積極的な利活用に向けて、相続等登記の完了だけでなく、自治体等が実施する境界明確化等の取組に積極的に協力する意思がある者。

なお、上記に該当する場合、募集要項(補助金編)4 ページに記載の「4 補助対象事業」における(1)相続等登記の実施に向けた調査等と(2)相続等登記のために作成された遺産分割協議書、相続登記等を別々に行ったとき、原則として、それぞれの段階が完了した時点において、奨励金の支給を受けることができます。

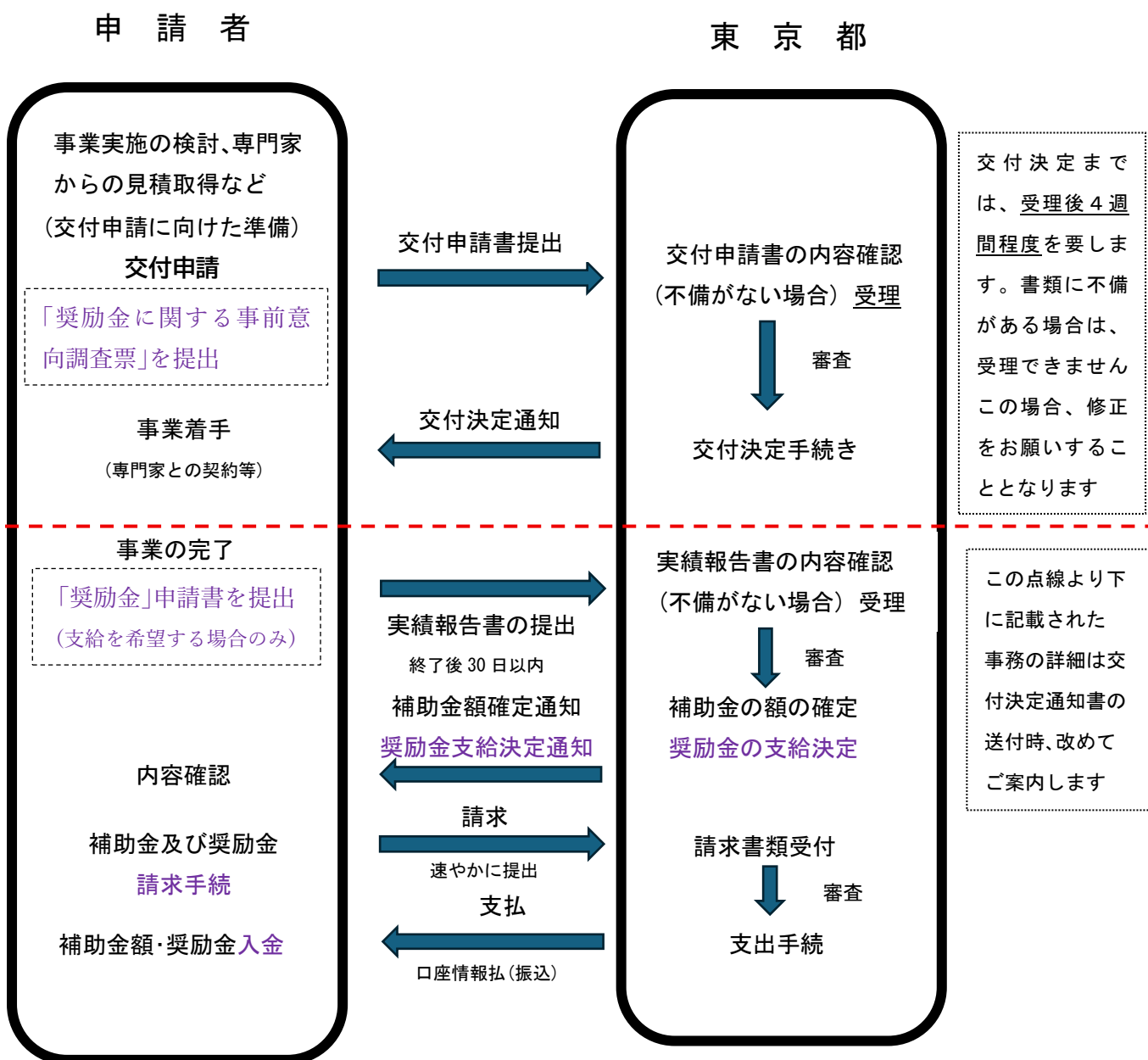
(4) 奨励金の対象とならない事業の例

- ・ 補助事業者が、奨励金を希望しない、又は所定の方法による申請がなかった場合
- ・ 補助事業者又は補助事業の対象となる森林について、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づく「森林経営計画」(属人計画・属地計画(林班計画・区域計画)のいずれであるか、

森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が作成したものであるかを問わない）による認定が行われている場合

- ・ 補助事業の実施において、知事から「遂行命令」を受けた場合
- ・ その他、知事が奨励金の対象とすることが不適切であると判断する場合

3 標準的な手続きの流れ



4 奨励金申請に必要な手続き

本奨励金の支給を希望する場合は、以下により手続きを行ってください。

(ア) 補助金事業の交付申請時 (本募集要項に記載されている手続きの時点)

(書式)「伐採を促進するための契約合意支援事業に係る相続等登記奨励金事前意向調査票」

に所定事項を記載の上、提出してください。

(イ) 補助金事業の実績報告時

奨励金の対象となる補助事業を完了した方は、補助金事業の実績報告時に、「伐採を促進するための契約合意支援事業に係る相続等登記奨励金申請書」(様式第 11 号)等を提出することで、奨励金を申請できます。

※ (イ)の手続きの詳細は、交付決定時に送付する手引きを参照してください。

5 奨励金申請に当たっての注意事項

補助事業者又は補助事業の対象となる森林について、森林法(昭和 26 年法律第 49 号)に基づく「森林経営計画」(※)による認定が行われている場合、奨励金の支給を受けることができません。また、上記 3 (ア)・(イ)の手続きを、指定されたときに行う必要がありますので、奨励金の支給を申請しようとする方は、注意してください。

(※) 属人計画・属地計画(林班計画・区域計画)のいずれであるか、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が作成したものであるかを問いません。

6 交付決定の取消し、補助金の返還等

本事業において、補助事業者が次のいずれかに該当した場合、補助金と同様に奨励金についても支給の決定の全部又は一部を取り消すとともに、不正の内容、補助事業者名、関係者名等の公表を行う場合があります。

また補助金が交付、奨励金が支給されている場合、その返還を求めるとともに、違約加算金や延滞金を請求する場合があります。

- (1) 交付若しくは支給決定、又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき
- (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 条例に規定する暴力団関係者であると判明したとき
- (5) 本事業の補助事業者には該当しない事実が判明したとき
- (6) 補助金等の交付若しくは支給決定の内容、これに付した条件又は、同決定に基づく命令その他法令に違反したとき
- (7) その他、知事が補助事業として不適切と判断したとき

7 個人情報の取扱いについて

都が、本事業を通じて取得した個人情報に関しては、「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)」及び関連する法令諸規則に基づき適切に取り扱います。

8 その他

本補助事業は、東京都補助金等交付規則(昭和 37 年東京都規則第 141 号)及び伐採を促進するための契約合意支援事業に係る相続等登記費用支援補助金及び同奨励金交付要綱(令和 7 年 10 月 15 日付 7 産労農森第 567 号)に定めるところにより実施します。

9 よくあるご質問とご回答の例

問 本事業に係る奨励金の支給を希望する場合、どのように手続きすればよいですか。

答 本補助事業に係る申請書を提出する際に、(書式)「伐採を促進するための契約合意支援事業に係る相続等登記奨励金事前意向調査票」を提出してください。

(奨励金を希望しない場合も、提出が必要です。)

また、奨励金の正式な申請手続きは、本補助事業に係る実績報告時に行う必要があります。提出書類は、「伐採を促進するための契約合意支援事業に係る相続等登記奨励金申請書」(様式第 18 号)等となりますが、手続きの詳細は、交付決定時に送付される手引きを参照していただくこととなります。